

第 10 回幕別町農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成 27 年 4 月 28 日（火）午後 2 時 00 分から午後 3 時 01 分まで

2 開催場所 幕別町役場 5 階会議室

3 出席委員（24 名）

会長	26 番	谷内	雅貴
会長職務代理者	25 番	田邊	忠幸
委員	1 番	石川	雅洋
	2 番	加藤	宏
	3 番	大野	和也
	4 番	高橋	秀樹
	5 番	井田	留吉
	6 番	中島	孝
	7 番	大道	健實
	8 番	齊藤	一男
	9 番	小原喜久雄	
	10 番	渡邊ひろ子	
	12 番	鬼頭	良市
	13 番	白木	孝和
	14 番	深松	俊英
	15 番	宗廣	武夫
	16 番	国枝	隆幸
	17 番	千葉	茂喜
	18 番	森	勤子
	19 番	鯖戸	英明
	20 番	尾藤	欣二
	22 番	高野	英一
	23 番	前川	厚司
	24 番	香西	浩志

4 欠席委員（3 名）

11 番	蛭原	一治
21 番	大澤	慶博

5 議事日程

- 1) 開会
- 2) 議事録署名委員
- 3) 諸般の報告
- 4) 報告

第 1 号	平成 27 年度十勝農業委員会連合会通常総会について
第 2 号	平成 27 年度地区別農業委員会会長・事務局長会議について
第 3 号	農地の賃貸借契約の合意解約通知の受理について
第 4 号	農地法第 5 条の規定による許可について
第 5 号	農地基本台帳整備に係る現況地目の確認について
第 6 号	所有権移転に係る利用調整結果の報告について

5) 議案

- 第 1 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について
- 第 2 号 農地中間管理事業の推進に関する法律による農用地利用配分計画案について
- 第 3 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- 第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
- 第 5 号 現況証明について

6	事務局長	高橋 宏邦
	忠類支局長	天羽 徹
	農地振興係長	鯨岡 健
	忠類支局農地振興係長	伊藤 憲彦
	農地振興係主査	佐瀬 洋美
	農地振興係主事	川本 貴士

7 会議の概要

議長	幕別町農業委員会議規則第 8 条第 1 項の規定により、定足数に足しておりますので、ただ今から第 10 回農業委員会総会を開催いたします。次に議事録署名委員を会議規則第 13 条第 2 項の規定により指名をいたします。議事録署名委員に、19 番鯖戸委員、20 番尾藤委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。
議長	次に諸般の報告を事務局から申し上げます。
事務局	諸般の報告を申し上げます。会議規則第 4 条の規定により、11 番蛭原委員、21 番大澤委員より欠席する旨の届出がございましたのでご報告いたします。
議長	次に報告第 1 号「平成 27 年度十勝農業委員会連合会通常総会について」を議題といたします。最初に私の方から報告をさせていただきます。
議長	去る 4 月 17 日に十勝プラザにおいて、十勝農業委員会連合会平成 27 年度通常総会が開催され、私が出席をいたしました。議案審議では報告第 1 号平成 26 年度事業報告から議案第 3 号十勝農業委員会連合会の重点要請案についてまでの報告 3 件・議案 3 件の全てが承認・決定されました。平成 27 年度の十勝農業委員会連合会に対する負担金についてであります。本町は耕地面積割・経営対割合わせて前年同様の 263 千円となっております。議案第 3 号の十勝農業委員会連合会の重点要請につきましては、この要請文を持って 5 月 28 日に開催されます、全国農業委員会会長大会に合わせまして、27 日に十勝選出国會議員を、また翌 28 日には北海道選出国會議員へ要請活動を行うものであります。詳しくは、総会議案を後程ご覧いただきたいと思います。以上で私の方から報告とさせていただきます。

議長	報告第 1 号について、なにかご質問ございませんか。 (発言なし)
議長	発言が無いようですので、以上で報告第 1 号を終わります。
議長	次に報告第 2 号「平成 27 年度地区別農業委員会会長・事務局長会議について」を議題といたします。事務局から報告をいたします。
事務局	報告第 2 号「平成 27 年度地区別農業委員会会長・事務局長会議について」報告いたします。資料は報告第 2 号の資料 1 と資料 2 になります。去る 4 月 17 日に十勝プラザにおいて、北海道農業会議主催による地区別農業委員会会長・事務局長会議が開催され、谷内会長と私が出席いたしました。協議事項 1 は、平成 28 年度農業・農業委員会関係予算ならびに政策要望に向けた検討についてでございますが、要望意見の取りまとめにつきましては、各地方農業委員会連合会における検討を踏まえ、北海道農業会議常任議員会議で修正後内容を決定し、本道選出の国会議員に対し要請行動を行うものでございます。要請行動につきましては、先ほど会長から報告のありましたとおりです。なお、要望原案は資料報告第 2 号資料 1 の 3 ページから 14 ページに記載されておりますので、ご覧いただきたいと思います。次に協議事項 2 農業委員会制度組織の見直しの状況につきましては、政府は 4 月 3 日に農業委員会法の一部改正を含む一括法案を閣議決定し、通常国会に提出いたしました。農業委員会法の改正法案の柱は、一つ目が農業委員会の事務の重点化、二つ目が農業委員の選出方法の見直し、三つ目が農地利用最適化推進委員の設置、四つ目が全国及び都道府県農業委員会ネットワーク機構の創設、以上の四つとなっております。また農地法に関しましては、一部改正として農業生産法人の呼称を農地所有適格法人に改め、また役員の農作業の従事要件、それから構成員要件を緩和する内容となっております。国会審議につきましては 5 月の連休後に始まると思われます。改正法案は縦書きとなっているため資料にも右綴じとなっております。こちらの資料を後程ご覧いただきたいと思います。協議事項の 3 番、4 番は口頭での説明となりますが、協議事項 3 番目の農業者年金の加入促進についてであります。昨年度の本庁の農業者年金の新規加入者が全国で 4 位、また 20 歳から 39 歳までの新規加入者が全国で 3 位となりましたので、6 月に開催されます全道農業者年金協議会総会において表彰される予定となっております。今後においても農業者年金の加入促進にご協力を頂きたいという事でもございました。協議事項 4 番目は農業委員会系統組織の情報提供活動の取組と、全国農業新聞の普及促進についてでございます。農業新聞の購読についてご協力をお願いしたいということでもあります。協議事項 5 番目は農業会議主催研修会等のスケジュールとなっております。資料 1 の最後 65 ページと 66 ページに記載されておりますので、後程ご覧いただきたいと思います。以上で報告第 2 号の説明を終わらせていただきます。
議長	報告第 2 号について何かご質問等ございませんか。

議長	(発言なし) 発言がないようですので、報告第2号を終わります。
議長	次に報告第3号「農地の賃貸借契約の合意解約通知の受理について」を議題といたします。事務局から報告第3号1番から6番の説明をお願いいたします。
事務局	報告第3号「農地の賃貸借契約の合意解約通知の受理について」農地法第18条第6項の規定により合意解約通知があったので報告いたします。案件は議案書1ページから2ページの6件でございます。書類等が完備されておりましたので、受理いたしました。以上で報告を終わります。
議長	報告第3号1番から6番について説明を申し上げました。ご質疑ありませんか。 (発言なし)
議長	質疑が無いようですので、報告第3号1番から6番については報告のとおり承認されました。
議長	次に報告第4号「農地法第5条の規定による許可について」を議題といたします。事務局から報告第4号1番の説明をいたします。
事務局	報告第4号「農地法第5条の規定による許可について」農地法第5条の許可申請について下記のとおり許可したので報告いたします。案件は議案書3ページの平成27年3月30日第9回総会で審議された1件でございます。内容につきましては記載のとおりでございます。なお、記載のとおり条件を付し、平成27年4月27日付けで許可をしております。以上で報告を終わります。
議長	報告第4号1番について説明を申し上げました。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑がないようですので、報告第4号1番については報告のとおり承認されました。

議長	次に報告第5号「農地基本台帳整備に係る現況地目の確認について」を議題といたします。事務局から報告第5号1番、2番の説明をいたします。
事務局	報告第5号「農地基本台帳整備に係る現況地目の確認について」農地台帳整備に係る下記の農地の現況地目について、農地・採草放牧地以外と確認したので報告いたします。案件は議案書4ページの2件でございます。内容につきましては記載のとおりでございます。4月21日の現地調査で農地・採草放牧地以外と確認いたしました。以上で報告を終わります。
議長	報告第5号1番、2番について説明を申し上げました。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑がないようですので、報告第5号1番、2番については報告のとおり承認されました。
議長	次に報告第6号「所有権移転に係る利用調整結果の報告について」を議題といたします。事務局から報告第6号1番の説明をいたします。
事務局	報告第6号「所有権移転に係る利用調整結果の報告について」公益財団法人幕別町農業振興公社の所有権移転に係る利用調整の結果を報告いたします。案件は今月17日に町公社が利用調整を行った1件であります。内容につきましては記載のとおりでございます。以上で報告を終わります。
議長	報告第6号1番について説明を申し上げました。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑がないようですので、報告第6号1番については報告のとおり承認されました。
議長	次に議案第1号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。議案第1号1番から4番について事務局から説明いたします。
事務局	【議案第1号1番から4番について、議案書を元に朗読】
事務局	以上の計画要請の内容はお手元でございます。別添・農業経営基盤強化促進法第18条調査書の1ページ・2ページに記載されておりますとおり経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしている

と考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

7 番

7 番説明いたします。これらの案件は更新でございます。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で終わります。

議長

それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第 1 号 1 番から 4 番について原案のとおり決する事に異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長

異議なしとします。よって議案第 1 号 1 番から 4 番は原案のとおり可決されました。

議長

次に議案第 1 号 5 番、6 番について事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第 1 号 5 番、6 番について議案書を元に朗読】

事務局

以上の計画要請の内容は別添・調査書 3 ページに記載されておりますとおり、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

15 番

15 番説明いたします。この案件につきましても更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んで居るため、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長

それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第 1 号 5 番、6 番について原案のとおり決する事に異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長

異議なしとします。よって議案第 1 号 5 番、6 番は原案のとおり可決されました。

議長

次に議案第 1 号 7 番、8 番について事務局から説明をいたします。

事務局	【議案第 1 号 7 番、8 番について議案書を元に朗読】
事務局	以上の計画要請の内容は別添・調査書 4 ページに記載されておりますとおり、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
24 番	24 番ご説明いたします。この案件は更新でございます。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第 1 号 7 番、8 番について原案のとおり決する事に異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって議案第 1 号 7 番、8 番は原案のとおり可決されました。
議長	次に議案第 1 号 9 番から 12 番について事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第 1 号 9 番から 12 番について議案書を元に朗読】
事務局	以上の計画要請の内容は別添・調査書 5 ページ 6 ページに記載されておりますとおり、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
13 番	13 番説明いたします。これらの案件は更新でございます。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で終わります。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第 1 号 9 番から 12 番について原案のとおり決する事に異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって議案第 1 号 9 番から 12 番は原案のとおり可決され

ました。

議長

次の議案第1号13番、14番につきましては、白木委員の事案が含まれておりますので、農業委員会法第24条の規定に基づく議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで退席願います。それでは議案第1号13番、14番について事務局から説明をいたします。

(13番 白木委員 退席)

事務局

【議案第1号13番、14番について議案書を元に朗読】

事務局

以上の計画要請の内容は別添・調査書7ページの記載されておりますとおり、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

20番

20番説明いたします。この案件は更新でございます。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権には問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長

それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第1号13番、14番について原案のとおり決する事に異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長

異議なしとします。よって議案第1号13番、14番は原案のとおり可決されました。

議長

次に議案第1号15番から18番について事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第1号15番から18番について議案書を元に朗読】

事務局

以上の計画要請の内容は別添・農業経営基盤強化促進法第18条調査書8ページから9ページに記載されておりますように、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

事務局

申し訳ございません、17番、18番なんですが、利用権の設定等の内容は牧草端となりますので、宜しくお願いいたします。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

22番

22番説明いたします。これらの案件については更新でございます。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権の設定については問題ないと

	考えております。宜しくお願いいたします。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第 1 号 15 番から 18 番について原案のとおり決する事に異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって議案第 1 号 15 番から 18 番は原案のとおり可決されました。
議長	次に議案第 1 号 19 番から 22 番について事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第 1 号 19 番から 22 番について議案書を元に朗読】
事務局	以上の計画要請の内容は別添・調査書 10 ページ・11 ページに記載されておりますとおり、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
18 番	18 番ご説明いたします。これらの案件は今月 17 日に町公社が利用調整を行ったものでございます。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。宜しくお願いいたします。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第 1 号 19 番から 22 番について原案のとおり決する事に異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって議案第 1 号 19 番から 22 番は原案のとおり可決されました。
議長	次に議案第 1 号 23 番、24 番について事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第 1 号 23 番、24 番について議案書を元に朗読】
事務局	以上の計画要請の内容は、別添・調査書 12 ページに記載されておりますとおり、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
6 番	6 番説明いたします。この案件は今月 21 日に町公社が利用調整を行った案件でございます。借主は意欲的に営農に取り組んで居るため、今回の利用権の設定については問題ないものと思います。以上で説明を終わります。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第 1 号 23 番、24 番について原案のとおり決する事に異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって議案第 1 号 23 番、24 番は原案のとおり可決されました。
議長	次に議案第 1 号 25 番から 30 番について事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第 1 号 25 番から 30 番について議案書を元に朗読】
事務局	以上の計画要請の内容は、別添・調査書 13 ページから 15 ページに記載されておりますとおり、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
13 番	13 番説明いたします。この案件は今月 21 日町公社が利用調整を行ったものでございます。借主は意欲的に営農に取り組んで居るため、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で終わります。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第 1 号 25 番から 30 番について原案のとおり決する事に異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって議案第 1 号 25 番から 30 番は原案の通り可決されました。
議長	次に議案第 1 号 31 番について事務局から説明をいたします。

事務局	【議案第 1 号 31 番について議案書を元に朗読】
事務局	以上の計画要請の内容は、別添・調査書 16 ページ上段に記載されておりますとおり、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
7 番	7 番説明いたします。この案件は 1 月に町公社が利用調整を行った案件でございます。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第 1 号 31 番について原案のとおり決する事に異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって議案第 1 号 31 番は原案のとおり可決されました。
議長	次に議案第 1 号 32 番、33 番について事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第 1 号 32 番、33 番について議案書を元に朗読】
事務局	以上の計画要請の内容は、別添・調査書 16 ページ下段から 17 ページ上段に記載されておりますとおり、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
2 番	2 番説明いたします。これらの案件は 2 月に町公社が利用調整を行った案件でございます。借主は意欲的に営農に取り組んで居るため、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第 1 号 32 番、33 番について原案のとおり決する事に異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって議案第 1 号 32 番、33 番は原案のとおり可決され

ました。

議長

次の議案第1号34番につきましては、小原委員の事案が含まれておりますので、農業委員会法第24条の規定に基づく、議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで退席願います。それでは議案第1号34番について事務局から説明をいたします。

(9番 小原委員 退席)

事務局

【議案第1号34番について議案書を元に朗読】

事務局

以上の計画要請の内容は別添・農業経営基盤強化促進法第18条調査書17ページに記載されておりますように、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を全て満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

10番

10番説明いたします。この案件につきましては本来ならば高野委員が地区担当委員であります、私の方から説明いたします。本件は先月第9回総会でご審議いただいた農業生産法人の設立に伴う関連案件になります。今まで個人に対して設定されていた利用権を、農業生産法人を借主として改めて利用権を設定し、法人に農地を集約するものであります。借主である農業生産法人は意欲的に営農に取り組んでおるため、今回の利用権の設定について問題ないと考えております。詳細につきましては、事務局ご説明のとおりでございます。宜しくをお願いいたします。

議長

それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第1号34番について原案のとおり決する事に異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長

異議なしとします。よって議案第1号34番は原案のとおり可決されました。

議長

次に議案第1号35番について事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第1号35番について議案書を元に朗読】

事務局

以上の計画要請の内容は別添・調査書18ページ上段に記載されておりますとおり、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

5番

5番説明いたします。この案件は今月21日に町公社が利用調整を行った案件

	でございます。借主は農地中間管理機構であるために、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第 1 号 35 番について原案のとおり決する事に異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって議案第 1 号 35 番は原案のとおり可決されました。
議長	次に議案第 1 号 36 番、37 番について事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第 1 号 36 番、37 番について議案書を元に朗読】
事務局	この案件は北海道農業公社が一時貸付を行っておりますが、後継者への経営移譲に伴い借受け予定者の変更をするものであります。計画要請の内容は別添・調査書 18 ページ下段 19 ページ上段に記載されておりますとおり、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
15 番	15 番説明いたします。これらの案件につきましては、北海道農業公社から借受けしている農地の利用権を後継者に移転するものであります。借主は意欲的に営農に取り組んで居るため、今回の利用権の移転については問題ないと思います。以上で説明を終わります。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第 1 号 36 番、37 番について原案のとおり決する事に異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって議案第 1 号 36 番、37 番は原案のとおり可決されました。
議長	次に議案第 1 号 38 番について事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第 1 号 38 番について議案書を元に朗読】
事務局	以上の計画要請の内容は別添・調査書 19 ページ下段に記載されておりますと

	おり、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
24 番	24 番ご説明申し上げます。この案件は毎月 17 日に町公社が利用調整を行った案件でございます。譲受人は意欲的に営農に取り組んで居るため、今回の所有権移転については問題ないと思います。以上で説明を終わります。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第 1 号 38 番について原案のとおり決する事に異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって議案第 1 号 38 番は原案のとおり可決されました。
議長	次に議案第 2 号「農地中間管理事業の推進に関する法律による農用地利用配分計画案について」を議題といたします。議案第 2 号 1 番について事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第 2 号 1 番について議案書を元に朗読】
事務局	以上の案件につきましては、11 ページの議案第 1 号 35 番の案件に伴いまして、記載の一名の方に権利の設定をするものであります。今月の 21 日に利用調整を行っております。なお、期間については農地中間管理規定が改正されまして、貸付期間の原則 3 年が撤廃されましたので、借受け希望者の借受け希望期間となっております。宜しくご審議の程お願いいたします。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第 2 号 1 番について農用地利用配分計画として適当である事に異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって議案第 2 号 1 番は適当であると認めると意見を付して答申する事といたします。

議長	次に議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。議案第3号1番について事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第3号1番について議案書を元に朗読】
事務局	この案件は別添・農地法第3条調査書1ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件を全て満たすと考えております。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
12番	12番ご説明申し上げます。この案件は毎月21日に大道委員、尾藤委員、事務局とで現地を確認いたしましたが、周辺農地への影響はないと考えております。なお、詳細につきましては事務局説明のとおりでございますので、宜しくをお願いいたします。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。
	(発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第3号1番について原案のとおり決することに異議ございませんか。
	【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって議案第3号1番は原案のとおり可決されました。
議長	次に議案第3号2番について事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第3号2番について議案書を元に朗読】
事務局	この案件は別添・調査書2ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件をすべて満たすと考えております。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
14番	14番説明いたします。この案件は毎月21日に大道委員、尾藤委員、事務局とで現地を確認いたしましたが、周辺農地への影響はないと考えております。なお、詳細につきましては事務局ご説明のとおりでございますので、宜しくをお願いいたします。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

	(発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第3号2番について原案のとおり決する事に異議ございませんか。
	【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって議案第3号2番は原案のとおり可決されました。
議長	次に議案第3号3番について事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第3号3番について議案書を元に朗読】
事務局	この案件は別添・調査書3ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しない為許可要件を全て満たすと考えております。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	それでは地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
19番	19番説明いたします。今月21日に大道委員、尾藤委員、事務局とで現地を確認いたしました。周辺農地への影響はないと考えております。詳細につきましては事務局ご説明のとおりでございますので、宜しくをお願いいたします。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。
	(発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第3号3番について原案のとおり決する事に異議ございませんか。
	【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって議案第3号3番は原案のとおり可決されました。
議長	次に議案第3号4番について事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第3号4番について議案書を元に朗読】
事務局	この案件は別添・調査書4ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しない為、許可要件を全て満たすと考えております。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
18番	18番ご説明いたします。今月21日に大道委員、尾藤委員、事務局とで現地を確認していただいております。周辺農地への影響はないと考えております。なお、詳細につきましては事務局ご説明のとおりでございますので、宜しくをお願いいたします。

議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第3号4番について原案のとおり決する事に異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって議案第3号4番は原案のとおり可決されました。
議長	次に議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。次の議案第4号1番につきましては、高橋委員の事案が含まれておりますので、農業委員会法第24条の規定に基づく議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで退席願います。それでは議案第4号1番について事務局から説明をいたします。 (4番 高橋委員 退席)
事務局	【議案第4号1番について議案書を元に朗読】
事務局	この案件は砂利採取を目的とする転用でございます。農地区分は農用地であります。農用地は原則不許可であります。本件は期間1年以内の一時転用であり、農業振興地域整備計画の達成に支障がないため、問題ないと考えております。なお、立地基準・一般基準等の詳細につきましては別添・農地転用許可申請に係る審査表に記載されているとおりでございます。宜しく願いいたします。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
25番	25番説明いたします。この案件につきましては、今月21日大道委員、尾藤委員、事務局とで現地を確認いたしました。周辺農地への影響はないと考えております。なお、詳細につきましては事務局ご説明のとおりでございますので、宜しく願いいたします。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第4号1番について原案のとおり決する事に異議ございませんか。 【異議なしの声多数】

議長	異議なしとします。よって議案第4号1番は原案のとおり可決されました。
議長	それでは議案第4号2番について事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第4号2番について議案書を元に朗読】
事務局	この案件は砂利採取を目的とする転用でございます。農地区分は農用地であります。農用地は原則不許可であります。本件は期間一年以内の一時転用であり、農業振興地域整備計画の達成に支障がないため、問題ないと考えております。なお、立地基準・一般基準等の詳細につきましては別添・審査表に記載されているとおりでございます。また、申請業者は町内での砂利採取は初めてであります。宜しく願いいたします。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
25番	25番説明いたします。この案件につきましても21日大道委員、尾藤委員、事務局とで現地を確認いたしました。周辺農地への影響はないと考えております。なお、詳細につきましては、事務局ご説明のとおりでございますので、宜しく願いいたします。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第4号2番について原案のとおり決する事に異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしとしますよって議案第4号2番は原案のとおり可決されました。
議長	次に議案第5号「現況証明について」を議題といたします。議案第5号1番について、事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第5号1番について議案書を元に朗読】
事務局	以上で議案の朗読を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
3番	3番説明いたします。この案件は地目変更登記を目的に証明を求めるものでございます。今月21日に大道委員、尾藤委員、事務局とで現地を確認していただき、農地・採草放牧地以外ということで、ご確認をいただいておりますので、よろしく願いいたします。

議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第5号1番について原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって議案第5号1番は原案のとおり可決されました。
議長	次に議案第5号2番について事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第5号2番について議案書を元に朗読】
事務局	以上で議案の朗読を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
15 番	15 番説明いたします。この案件につきましても、地目変更登記を目的に証明を求めるものであります。今月 21 日に大道委員、尾藤委員、事務局とで現地を確認いただき、農地・採草放牧地以外という事でご確認をいただいておりますので、宜しく申し上げます。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第5号2番について原案のとおり決する事異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって議案第5号2番は原案のとおり可決されました。
議長	次の議案第5号3番につきましては、国枝委員の事案が含まれておりますので、農業委員会法第24条の規定に基づく議事参与の制限により当該事案の審議開始から終了まで退席願います。それでは議案第5号3番について事務局から説明をいたします。 (16 番 国枝委員 退席)
事務局	【議案第5号3番について議案書を元に朗読】
事務局	以上で議案の朗読を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

24 番	24 番説明いたします。この案件は地目変更登記を目的に証明を求めるものでございます。今月 21 日に大道委員、尾藤委員、事務局とで現地を確認していただき、農地・採草放牧地以外ということでご確認をいただいております。宜しくお願いいたします。
議長	それでは質疑をいたします。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第 5 号 3 番について原案のとおり決する事に異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって議案第 5 号 3 番は原案のとおり可決されました。
議長	議案は以上であります。 これをもちまして、第 10 回農業委員会総会を閉会いたします。
事務局	ご起立願います。ご苦労様でした。